

◎新潟県告示第1149号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、休猟区を次のとおり指定する。

平成26年8月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 小俣休猟区

(1) 区域

村上市温出地内の主要地方道山北関川線と県道山熊田府屋停車場線との交点を起点とし、山北関川線を東に進み、岩石、小俣の両集落を経て村上市道ガマ沢線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、県道山熊田府屋停車場線との交点に至る。ここから同県道を西に進み、中継バイパス、荒川口地内の北中府屋停車場線との交点に至る。ここから北西に進み、神馬沢橋、小俣川橋等を渡り起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 面積

2,119ヘクタール

(3) 存続期間

平成26年10月15日から平成29年10月14日まで

2 大沢休猟区

(1) 区域

三条市荻堀地内の国道289号と国道290号の三条市役所下田庁舎前の交点を起点とし、ここから国道289号を南東に進み、市道花洲畜産試験場線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、笹岡用水路との交点に至る。ここから同用水路に沿って西に進み、市道桑切樋山線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、農業総合研究所畜産研究センター敷地境界に至る。ここから同敷地境界に沿って東に進み、市道棚鱗大沢線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、下田城カントリー倶楽部敷地境界に至る。ここから同敷地境界を南に進み、長岡市との境界に至る。ここから三条市、長岡市との境界に沿って西に進み、国道290号の人面峠を経て三条市、長岡市、見附市の三境界の交点に至る。ここから三条市、見附市との境界を北西に進み、県道下田見附線を横断し、県道駒込北潟線との交点に至る。ここから同県道を東に進み、県道下田見附線との交点に至る。ここから同県道を北東に進み、国道290号の交点に至る。ここから同国道を北東に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 面積

2,157ヘクタール

(3) 存続期間

平成26年10月15日から平成29年10月14日まで

3 八海山休猟区

(1) 区域

南魚沼市の阿寺山（1,509メートル）山頂を起点とし、北へ延びる稜線を約200メートル進んで北西の広堀川方向へ向かう登山道へ至る。ここから同登山道を北西に進み、市道広堀鉱山線に至る。ここから同市道をさらに広堀川に沿って北西に進み、広堀橋を渡って市道広堀線に至る。ここから同市道を北西に向かって進み、丸山橋北端において一般県道城内焼野線との交点に至る。ここから同一般県道を北東に向かって進み、柴倉橋においてハライ川に至る。ここから同川を上流（北東）に進み、八海山スキー場近くの堰堤付近においてツボ沢に至る。ここから同沢（八海山スキー場ゴンドラ方向へ伸びる沢）を北東へ進み、さらに谷を北東へ進んで南魚沼市旧大和町と旧六日町の境界に至る。ここから同境界を八海山登山道沿いに南東方向へ進んで五龍岳に至る。ここから南西方向に伸びる稜線（国有林中越森林管理署第166林班と第164林班の境界）を進んで起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 面積

1,282ヘクタール

(3) 存続期間

平成26年10月15日から平成29年10月14日まで

4 大沢休猟区

(1) 区域

南魚沼市南田中地内の国道17号線と主要地方道十日町当間塩沢線の交点を起点とし、同主要地方道を北西に進み大沢山トンネル入口手前にて市道大沢山2号線との交点に至る。ここから同市道を北西に進み、市道大沢十日町線に至る。ここから同市道を北西に進み、大沢峠付近にて一般県道田沢小栗山線（魚沼スカイラ

イン)との交点に至る。ここから同一般県道を北東に進み栃窪峠付近で主要地方道十日町塩沢線との交点に至る。ここから同主要地方道を南東に進み、南魚沼市目来田地内にて国道17号線との交点に至る。ここから同国道を南西に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 面積

1,300ヘクタール

(3) 存続期間

平成26年10月15日から平成29年10月14日まで

5 西山・高浜休猟区

(1) 区域

柏崎市西山町浜忠地内の国道352号と県道向山西山停車場線の交点を起点とする。ここから同県道を南東に進み、西山町鎌田地内で県道椎谷礼拝停車場線との交点に至る。県道向山西山停車場線を更に南に進み、山道との交点に至る。ここから山道を南南西に進み、西山町長峰地内で市道長峰宮ノ裏線との交点に至る。ここから同市道を南南西へ進み、県道向山西山停車場線との交点に至る。ここから同県道を南西に約320メートル、南へ420メートル進み、西山町西山地内で県道黒部柏崎線との交点に至る。ここから同県道を東に約100メートル進み、市道和田西山線との交点に至る。ここから同市道を南東に約50メートル進み、国道116号との交点に至る。ここから同国道を南西に進み、刈羽村刈羽地内で県道鯨波宮川線との交点に至る。ここから同県道を西に進み、県道黒部柏崎線と県道刈羽停車場線との交点に至る。ここから県道刈羽停車場線を西北西に進み、国道352号との交点に至る。ここから同国道を南西に進み、柏崎市荒浜3丁目地内で県道荒浜中田線との交点に至る。ここから同県道を南西に進み、市道19-23との交点に至る。同市道を西に進み、市道19-85との交点に至り、終点とする。ここから西に進み日本海に至り、海岸沿いを北東に進み、2級河川殿川河口との交点に至り、同河川を遡り、起点と結ぶ内部一円とする。(この内、刈羽新池特定猟具使用禁止区域を除く。)

(2) 面積

1,700ヘクタール

(3) 存続期間

平成26年10月15日から平成29年10月14日まで

6 松代休猟区

(1) 区域

十日町市盃地地内の国道253号線と国道403号線の交点を起点として、ここから国道253号線を上越市方面に進み、松代地内で主要地方道松代高柳線との交点に至る。ここから同地方道を北西に進み、一般県道松代岡野町線との交点に至る。ここから同県道を北東に進み、桐山地内で市道桐山前平線との交点に至る。ここから同市道を東に進み国道403号線との交点に至る。ここから同国道を南に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 面積

1,437ヘクタール

(3) 存続期間

平成26年10月15日から平成29年10月14日まで

7 椿尾休猟区

(1) 区域

佐渡市西三川地内の国道350号線と一般県道静平・西三川線との交点を起点とし、ここから同一般県道を東に進み、市道静平109号線との交点に至る。ここから同市道を北東に進み、主要地方道両津・真野・赤泊線との交点に至る。ここから同主要地方道を南東に進み、主要地方道佐渡縦貫線との交点に至る。ここから主要地方道佐渡縦貫線を南西に進み、一般県道大崎・小泊線との交点に至る。ここから同一般県道を西に進み、国道350号線との交点に至る。ここから同国道を北に進み、起点と結ぶ一円とする。

(2) 面積

2,408ヘクタール

(3) 存続期間

平成26年10月15日から平成29年10月14日まで

8 金泉休猟区

(1) 区域

佐渡市戸地地内の戸地川に架かる新戸地橋南詰を起点とし、ここから戸地川左岸を上り、さらに同河川の沢沿いを南に上り、一般県道白雲台・乙和池・相川線との交点に至る。ここから同一般県道を南西に進み、

主要地方道相川・佐和田線との交点に至る。ここから同主要地方道を西に進み、市道相川163号線との交点に至る。ここから同市道を西に進み、主要地方道佐渡一周線との交点（板町橋北詰）に至る。ここから濁川右岸沿いに西に進み、同河川河口に至る。ここから日本海波打ち際を北に進み、小川、達者、姫津、北狄、戸地の各部落を経て戸地川河口に至る。ここから戸地川左岸沿いに東に進み、起点と結ぶ一円とする。

(2) 面積

3,492ヘクタール

(3) 存続期間

平成26年10月15日から平成29年10月14日まで